

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会障がい者及び障がい児福祉活動助成金交付要綱

平成22年6月1日 制定

平成25年5月1日 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者及び障がい児を含む当事者団体に対し、障がい者及び障がい児福祉活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、団体の組織強化と活動の充実を図り、もって障がい者福祉の一層の向上を図ることを目的とする。

(助成の要件)

第2条 助成を受けることができる団体は、次に掲げる要件を全て備えたものとする。

- (1) 千歳市社会福祉関係団体に登録していること
- (2) 障がい者及び障がい児を含む当事者団体であること
- (3) 自主財源の確保に努め、会員会費制を導入している団体であること
- (4) 千歳市からの補助金及び助成金の交付を受けていないこと

(対象活動)

第3条 助成の対象となる活動は、団体が行う社会福祉に関する事業とする。ただし、次の各号に定める事業を除くものとする。

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 介護保険法に基づく介護保険事業
- (3) 行政の補助事業及び委託事業
- (4) 営利を目的とする事業
- (5) 趣味、娯楽等を目的とする事業
- (6) 団体の親睦のみを目的とする事業

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、助成の対象となる活動に要する経費から経常的経費等自ら負担すべき性質を有するものを除いたものとする。

(助成申請)

第5条 助成を受けようとする団体は、障がい者及び障がい児福祉活動助成金交付申請書（第1号様式）に前年度の事業報告書及び収支決算書、当該年度の事業計画書及び収支予算書、会員名簿を添えて、千歳市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が定める期日までに申請しなければならない。

(指定事業加算)

第6条 第3条に掲げる活動のうち、療育キャンプ事業（療育に関する知識を学び、参加者同士の交流を深めるとともに、集団生活をとおして障がい者及び障がい者の社会的自立

を図ることを目的として実施する事業)を実施する場合については、事業実施に係る経費の一部を加算して助成する。その際、別に定める事業実施計画書(第2号様式)を提出する。

(助成算出基準)

第7条 助成金の額は、第3条に掲げる活動に必要な経費について、当該年度における予算の範囲内において決定する。

(交付可否の決定等)

第8条 会長は、第5条及び第6条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を障がい者及び障がい児福祉活動助成金交付可否決定通知書(第3号様式)により団体に通知する。

(実績報告)

第9条 助成を受けた団体は、助成事業が完了したときは、障がい者及び障がい児福祉活動実績報告書(第4号様式)に当該年度の事業報告書及び収支決算書を添えて、会長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第10条 会長は、助成金を交付する旨の決定を受け、又は助成金の交付を受けた者が次の各号に該当したときは、助成金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全額若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請により助成金を受け取ったとき
- (2) 交付を受けた助成金を目的以外に使用したとき

(その他)

第11条 この要綱の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

<助成金算出基準>

1. 基本助成額

団体活動の対象となる障がい者及び障がい児数に応じ、当該年度の予算の範囲内において算出する。

2. 年会費徴収額による減額

第2条第1項の規定により会員会費制を導入している場合についても、年会費の徴収額が1,200円（月額100円）に満たない団体については、別表に応じて基本助成額を減額する。

3. 次の各項目の配分率については、当該年度の予算の範囲内において対象となる団体数により算出する。

(1) 会員数による加算

団体活動に関係する会員数に応じて加算する。正・賛助会員は問わない。ただし、会費を納入し、会則に定める会員として認められていること。

(2) 総事業費による加算

総事業費の額に応じて加算する。ただし、事業内容については、第4条に基づき精査する。

(3) 指定事業加算

第6条に基づき申請のあった団体数及び事業費の額に応じて加算する。

別表

※ 年会費徴収額による減額

年会費	割合
1,200円未満	30%
600円未満	50%

『助成対象経費』一覧表

※以下の内容に留意して、予算書及び決算書を作成願います。

対象経費
障がい児者等の福祉の向上に寄与することを目的とする事業の実施に直接必要な次に掲げる経費
(1)謝金 障がい児者等の福祉の向上に寄与することを目的に、知識習得のための講義等や協力者に対する謝礼
(2)交通費 レクリエーション活動等で、障がい者等の移動に必要なバスの借り上げ代等（駐車料、ガソリン代は除く）
(3)印刷費 チラシ・ポスター・レジュメ等印刷費
(4)需用費 福祉の向上に寄与することを目的とする冊子や普及・啓発活動物品等の作成や購入費
(5)通信運搬費 広報・啓発用チラシ等の発送に必要な郵送費等
(6)保険料 ボランティア活動行事保険掛金等（社協等が窓口となるもの）
(7)使用料及び賃借料 講演会等の開催に必要な会場費（付帯設備費を含む）等
(8)備品費 福祉活動に必要な機器（消耗品は除く）の購入費
(9)その他特に必要と認める経費 その他地域福祉活動への参加を促進するための基盤となる事業や高齢者や障がい者等の社会参加・自立支援、児童の健全育成等に寄与する事業で、先駆性や今後の発展性が認められ、特に助成金の交付が必要と考えられるもの。
◎助成対象外経費の例
経常的経費等自ら負担すべき性質を有するもの。 ・職員等の人件費、光熱水費、家賃など、団体の運営に要する経費 ・施設などの建物の修繕や改修に要する経費 ・他の団体、個人への貸出しを目的とした備品購入費 ・団体の会員のみを対象とした定例会などの会議に要する経費（遊興費、飲食費など） ・個人の給付的な飲食費・宿泊費・入場料 ・少額の負担で購入可能な消耗品など